



税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

令和2年度後期高齢者医療保険料について

令和2・3年度の保険料率を改定します

後期高齢者医療制度の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直しを行っています。医療費の増加などを考慮し、令和2・3年度の新保険料率が次のとおり改定されました。

区分	平成30・31年度	令和2・3年度	増加額(率)
均等割額	47,300円	49,800円	2,500円
所得割率	9.26%	9.78%	0.52%

※個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。
※保険料の上限額は、62万円から64万円に変更されました。

均等割額の軽減の基準を変更します

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件(年額) (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減		
	本則	令和2年度	令和3年度
33万円以下 (※1)	7割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得なし (※1)		7割	
33万円 + (※2) (28.5万円 × 世帯の被保険者数)	5割	5割	
33万円 + (※3) (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割	2割	

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定します。
※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。
(※1) 2019年度から段階的に見直しを行っています。
(※2) 28万円から28万5千円に変更
(※3) 51万円から52万円に変更

4月から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

【仮徴収(公的年金からの天引き)対象の人】

仮徴収とは、年間の保険料額が決定する前に、4月・6月・8月の年金支給日に保険料を天引きする制度です。天引き額は、令和2年2月の天引き額と同額になります。

令和2年2月に天引きされておらず、新たに天引きが始まる人は、平成30年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額が天引きされます。(介護・後期のみ)

仮徴収の新規対象者には4月上旬に通知を送付いたしますのでご確認ください。

令和2年度の保険料額が確定後、10月以降の天引き分で残りの保険料額の調整が行われます。

【仮徴収の対象外の人】

7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、年金天引きに移行できる場合は、天引き可能の可否が決まり次第、自動的に始まります。天引き開始時期および停止の可否については右の表をご覧ください。

保険料の納付方法は、国保・後期のみ年金天引きを停止して口座振替に変更することが可能です。希望する場合は、税務課または各支所へお申し出ください。

保険の種類	国民健康保険税 (65歳以上75歳未満)	介護保険料 (65歳以上)	後期高齢者医療 保険料(75歳以上)
年金天引き の開始時期	10月	4・6・8・10月	4・10月
年金天引き の停止	可	不可	可



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

令和2年度の保険料は月額16,540円
毎月の保険料は、現金、口座振替、クレジットカードで納めることができます。また、6カ月、1年など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。詳しくは、市民課、各支所または年金事務所へお問い合わせください。

学生納付特例制度について
20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。承認期間は4月から翌年3月までです。対象は、学校教育法に規定する学校の在学学生です。

申請の手続き
年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード可)、学生証のコピー(有効期限が表記されているもの)または在学証明書(原本)、本人確認ができるもの、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所へ手続きをしてください。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度
国民年金第1号被保険者が平成31年2月1日以降に出産した場合、産前産後の一定期間については国民年金保険料を納付した期間とみなされ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

免除期間
出産(予定)日が属する月の前月から4カ月間※多胎妊娠の場合は、出産(予定)日が属する月の3カ月前から6カ月間
※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含みます。

届出時期
出産予定日の6カ月前から可能

申請の手続き
年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード可)、本人確認ができるもの、印鑑、母子健康手帳を持って、市民課、各支所または年金事務所へ手続きをしてください。

社会保険労務士による無料年金相談
●日時・場所
4月8日(水)危機管理センター
4月28日(火)山本庁舎
午前10時~午後3時
●持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要。

問い合わせ
街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020



後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

後期高齢者医療広域連合懇話会の公募委員を募集します
県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の施行および運営に関し、被保険者の代表者の一人として、意見を述べていただく懇話会の委員を募集します。

募集人員
2人

募集期間
4月16日(木)から
5月15日(金)まで

応募資格
県内在住で満75歳以上(4月1日現在)の人

応募方法
所定の応募用紙に記入の上、県後期高齢者医療広域連合へ提出してください。提出は、持参、郵送、FAX、メールいずれの方法でも結構です。募集要項および応募用紙は健康課にあります。なお、県後期高齢者医療広域連合ホームページからもダウンロードできます。

